

仮釈放，仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則 の一部を改正する省令の制定に関する意見書

2007年8月31日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 被害者等の意見等の聴取について

当連合会は、既に2007年3月22日付「更生保護法案に対する意見書」でも指摘しているように、特に「仮釈放等の審理にあたって、斟酌される被害者等の意見は、刑の確定から仮釈放（仮退院）までの期間に、受刑者（少年院在院者）側に発生した事情を知った上でのものが望ましい。この前提なしに、被害者等の意見を過度に尊重することは、受刑者（少年院在院者）の仮釈放等の機会を狭めることになるおそれがある」ので、更生保護法の施行前倒しのための本省令にはその手続規定を設けるべきであると考えます。

2 警告及び少年法第26条の4第1項の決定の申請について

当連合会は、前記少年法等の一部を改正する法律については、「遵守事項違反に対する警告及び少年法第26条の4第1項の決定の申請」（同法第67条）の新設についても反対の意見を表明しており、特にこれを前提とする更生保護法第67条についても反対の意見を表明していた。

しかしながら、今般、更生保護法及び少年法等の一部を改正する法律が成立した。

当連合会としては、少年法等の一部を改正する法律を受け、更生保護法第67条の規定が同法の施行に先立って前倒しで施行されることになったことは誠に遺憾ではあるが、次善の策として、その前倒し施行に当たっては、当連合会が懸念している保護司と対象少年の信頼関係を損なうことのないような形での細則が整備され運用されることを強く望むとともに、安易に遵守事項違反を施設収容に結びつけないような運用細則の制定や通達の発令を含めた特段の配慮を望むものである。

第2 意見の理由

1 被害者等の意見等の聴取について

本省令の1は、先に成立した更生保護法の施行に先立って、同法の「犯罪被害者等の意見等の聴取手続」（同法第38条，同法第42条）及び「被害者等の心情の伝達」（同法第65条）に関する規定の施行を前倒しで行

うものである（同法附則第16条及び第19条の規定による犯罪者予防更正法第30条の2，同法第42条の2及び執行猶予保護観察法第7条の2に基づく細則の制定）。

これらのうち，特に仮釈放及び仮退院を許すか否かに関する審理に当たっての被害者等の意見等を聴取する手続規定については，一定の場合，受刑者（少年院在院者）側に発生した事情を被害者等に伝える手続規定をも整備した上で運用がなされるべきである。

仮釈放や仮退院の審理は，裁判ないし審判から相当期間経過して行われるものである。その時点での受刑者（少年院在院者）の状況は，刑事裁判（少年審判）時からは変化があるのが一般的である。被害者等の意見も刑事裁判（少年審判）時とは異なることもあり得るはずである。仮釈放や仮退院の審理にあたって，斟酌される被害者等の意見は，刑の確定から仮釈放（仮退院）までの期間に，受刑者（少年院在院者）側に発生した事情を知った上でのものが望ましい。この前提なしに，被害者等の意見を過度に尊重することは，受刑者（少年院在院者）の仮釈放等の機会を狭めることになるおそれがある。

したがって，被害者等から仮釈放や仮退院に関する意見を聴取するに当たっては，その前に，審理対象者の同意のもとで，被害者等に対し，被害者等に異議がない場合，改善更生の経過等，受刑者（少年院在院者）側に発生した事情を知らせるべきであり，被害者等の側の事情も受刑者（少年院在院者）側に知らされてよい。このような手続を規定した細則が省令で設けられるべきである。近時，被害者等と加害者との間の修復的司法の有用性が説かれていることから，このような規定は不可欠であると考えられる。

成立した更生保護法は，再犯防止をも同法の目的に掲げたことから，ともすれば犯罪を犯した者を改善更生することよりも隔離する方向での運用が危惧されるので，被害者等の意見等が仮釈放や仮退院を遅らせ，改善更生の支障とならないような運用を強く望む次第である。

なお，このような犯罪被害者等と保護観察対象者の双方の意見・利益が代弁され，改善更生の妨げにならないよう，それぞれの対応に当たる保護観察官と保護司を創設することにし，犯罪被害者等への支援活動を担わせる保護観察官50名，男女50人ずつ計100人の保護司がこの10月に配置されることについては歓迎したい。

2 警告及び少年法第26条の4第1項の決定の申請について

また，本省令の2は，先に成立した更生保護法の施行に先立って，同法の「保護者に対する措置」（同法第59条）及び「遵守事項違反に対する警告及び少年法第26条の4第1項の決定の申請」（同法第67条）に関する規定の施行を前倒しで行うものである（その後成立した少年法等の一

部を改正する法律第3条の規定による改正後の犯罪者予防更生法第36条の2、同法第41条の3に基づく細則の制定)。

改正され新設された少年法第26条の4は、保護観察中の遵守事項違反に対する措置として、保護観察所の長による警告のほか、児童自立支援施設・児童養護施設送致や少年院送致を含んでいる。保護観察制度が、保護観察官や保護司と少年の相互の信頼関係を土台とするものであること及び少年が成人とは異なり可塑性を有していることを考えれば、遵守事項違反による施設収容という、一種の威嚇を用いて「教育」的な保護処分を行うことは余りにも短絡的な発想である。また、その前提としての警告の制度は少年と保護司の間の信頼関係を著しく損なう契機も内包している。当連合会は、この点でも、今次の少年法等の一部を改正する法律には反対の意見を表明してきた。

当連合会としては、少年法等の一部を改正する法律が成立し、更生保護法第67条の規定が前倒しで行われることになったことは誠に遺憾ではあるが、次善の策として、その前倒し施行に当たっては、当連合会が懸念している保護司と対象少年の信頼関係を損なうことのないような形での細則が整備され運用されることを強く望むとともに、安易に遵守事項違反を施設収容に結びつけないような運用細則の制定や通達の発令を含めた特段の配慮を望むものである。

以 上